

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
0307. 99	<p><u>1. 凍結乾燥したいか (セピア・オフィキナリス) の粉</u></p> <p>本品は、生鮮のいかから得た粉状のもので、調製食料品に使用される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
2106. 90	<p><u>32. 調製食料品</u></p> <p>本品は、アルコールを乾燥し、粉状にしたもので、エチルアルコール（重量比 30.5%）及びデキストリン（重量比 69.5%）から成り、水分含有量は重量比 2.5 (± 1.5) %である。本品は噴霧乾燥によって得られ、デキストリンはエチルアルコールの担体（賦形剤）として使用されている。本品は、水に容易に溶解し、様々な調製食料品に使用される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
2106. 90	<p><u>33. Non-dairy cream</u></p> <p>本品は、液状で、主として水、硬化植物油及び砂糖から成るものである。本品は、クリーム様の色で、ホイップドクリームの代用品として、ケーキ、デザート、ムース等の装飾及び詰物として使用される。本品は、1リットルの包装で提示される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
2911. 00	<p><u>1. ペルオキシケタール</u></p> <p><u>通則 1 (第 29 類注 3) を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
3208. 10	<p><u>1. 変性アルキド樹脂溶液</u></p> <p>本品は、ホワイトスピリット（重量比 93.95%）及びアルキド樹脂（重量比 6.05%）を含む。この溶液は、200 リットルの金属製のドラム又はバルクで提示される。</p> <p>本品は、ワニス及び塗装（例えば、木材に染み込ませ、装飾するための配合物中の結合剤として、又は塗料及びワニスの配合を調節するため）に使用される。</p> <p><u>通則 1（第 32 類注 4）及び 6 を適用</u></p>	(新規)
3208. 10	<p><u>2. 変性アルキド樹脂溶液</u></p> <p>本品は、ホワイトスピリット（重量比 98.88%）及びアルキド樹脂（重量比 1.12%）を含む。この溶液は、200 リットルの金属製のドラム又はバルクで提示される。</p> <p>本品は、ワニス及び塗装（例えば、木材に染み込ませ、装飾するための配合物中の結合剤として、又は塗料及びワニスの配合を調節するため）に使用される。</p> <p><u>通則 1（第 32 類注 4）及び 6 を適用</u></p>	(新規)
3302. 90	<p><u>1. 香気性物質をもととした調製品（アルコール溶液）</u></p> <p>本品は、エチルアルコール（重量比 99.47%）（アルコール分 96.1%）、香気性物質（重量比 0.5%）、フタル酸ジエチル（変性剤及び香気性物質の保留剤）（重量比 0.02%）及びブリリアントグリーン（Green S, E-142）（染料、防腐剤及び消毒剤）（重量比 0.003%）から成る。</p> <p>香気性物質は、主として精油から単離したリモネン（重量比約 80%）、シトラール、リナロール及びゲラニオールから成る。本品は、香水やオーデコロン等を製造するための原料として使用される。</p> <p><u>通則 1（第 33 類注 2）及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
		(新規)
3824.90	<p>21. 混合物</p> <p>本品は、液状(シロップ状)で、マルチトール(重量比 50~55%)、ソルビトール(D-グルシトール)(重量比 8%未満)、水及び微量の還元糖(重量比 0.2%未満)を含む。本品は、ばれいしょでん粉又はとうもろこしでん粉から得られたマルトースシロップ又は高濃度マルトースシロップを部分的に接触水素添加(反応を意図的に中断)して得られる。</p> <p>本品は、砂糖代用物として、例えば、食餌療法用の調製品、医薬品、化粧品又はチューリングガムの製造に使用される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	
6104.63	<p>1. 女子用のズボン</p> <p>本品は、軽量の編物製(ポリエステル 87%、elastane 13%)で、足首まで届くものである。本品は、伸縮性のウエストバンドを有し、裾は縫い目が施されている。</p> <p>本品は、長袖Tシャツと共に構成される女子用衣類の 1 つの構成部分である。長袖Tシャツは、分離して、第 6109.90 号に分類される。2 つの衣類は、小売用にして共に提示される。</p> <p><u>通則 1 (第 11 部注 14) 及び 6 を適用</u> <u>6109.90/2 参照</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
6109.90	<p><u>2. 女子用の長袖Tシャツ</u></p> <p><u>本品は、軽量の編物製（ポリエステル 87%、elastane13%）で、襟無しのものである。本品の裾及び袖は縫いが施されている。</u></p> <p><u>本品は、女子用のズボンと共に構成される女子用衣類の 1 つの構成部分である。女子用ズボンは、分離して、第 6104.63 号に分類される。2 つの衣類は、小売用にして共に提示される。</u></p> <p><u>通則 1（第 11 部注 14）及び 6 を適用</u> <u>6104.63／1 参照</u></p> 	(新規)
6307.90	<p><u>7. チャイルドキャリア</u></p> <p><u>本品は、解剖学に基づいた形状を有する紡織用繊維製の腰掛け（アルミニウム製のフレームに取り付けられたもの）、詰物をした肩ひも及びヒップベルト、アンカーポイント、安全ハーネス、取外し可能なフェイスパッド、取手及び様々な補助物を収納するための区画から成る。本品は、大人が、子供を座らせた姿勢のままで背負って運べるよう設計されており、最大荷重は 20kg である。子供を背負わないときは、背部のファスナーを閉じ、リュックサックのように着用することができる。</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
6307.90	<p><u>通則 1</u>（第 11 部注 7（f）、3（b）及び 6 を適用</p>  <hr/> <p><u>8. ベビーキャリア</u></p> <p><u>本品（外面は 100% 綿製カンバス地で、裏地は 100% 綿朱子製）</u> <u>は、育ち盛りの子供を快適に運ぶため、頑丈なウエストベルト及</u> <u>び詰物をし、体にぴったり合う形の肩ひもから成る。本品は、新</u> <u>生児から最大約 20kg までの子供を運べるよう設計されている。</u> <u>本品は、種々の方法で子供を運ぶことができる。</u></p> <p><u>通則 1</u>（第 11 部注 7（f））及び 6 を適用</p>  <hr/>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
6912.00 <p><u>2. Laundry ball</u></p> <p><u>本品は、直徑が約 10 cm であり、接合された 2 つのプラスチック製の穴のあいたケージングから成り、2 つの磁石と 4 種の小さな陶磁製の“ペレット”（ビーズ）を内包している。本品は、家庭用の洗濯機で使用され、物理的な作用によって衣類を洗�虑する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 3 (b) を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
9403.20	<p><u>5. アルミニウム製のオーディオ用／ビデオ用フロアスタンド</u></p> <p><u>本品（寸法：高さ 195 cm × 幅 89 cm × 奥行き 69 cm）は、キャスター付きで、“conference TV cart”としても知られる。本品は、未組立ての状態で提示される。本品は、会議室、教室、トレーニングルーム、展示会、マーケティングイベント等で使用される。</u></p> <p><u>通則 1（第 94 類注 2）、2（a）及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
9403.20 <p>6. オーディオ用／ビデオ用フロアスタンド</p> <p><u>本品(全高:180 cm)は、キャスター付きで、“wide body TV cart”としても知られ、主として鉄製のものである。本品は、未組立ての状態で、フラットパネルディスプレイを附属せずに提示される。本品は、組立て後、68 kg、42 インチ (106.7 cm) までのフラットパネルディスプレイを据え付けることができる。</u></p> <p><u>通則 1 (第 94 類注 2)、2 (a) 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
9506.91	<p><u>1. 柔らかい 1 つの取手を有するプラスチック製のジャンプボール</u></p> <p>本品は、直径が 45 cm、55 cm 又は 66 cm の 3 種類がある。推奨される使用者の最大重量は、それぞれ、45 kg、70 kg 及び 90 kg である。空気入れ式のジャンプボールは、使用者の協調運動及びバランスのトレーニングに用いられる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 		(新規)